

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
37	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲(1件)	内閣府	1~9
38	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長(1件)	内閣府	
36	CIQ業務権限の都道府県への移譲(1件)	法務省	10~19
		財務省	—
		農林水産省	20~31
		厚生労働省	32~42
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲(3件)	環境省	43~47
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和(1件)	環境省	—
16	指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止(2件)	文部科学省	—
17	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲(1件)	文部科学省	—
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲(7件)	文部科学省	48~51

特定非営利活動法人制度について

平成26年9月4日

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)
参事官(市民活動促進担当)

特定非営利活動促進法(NPO法)設立の経緯

●従来、非営利法人制度では、公益目的の団体であれば、旧民法34条の公益法人、社会福祉事業を行う団体であれば、社会福祉法人などの制度があったものの、法人格の取得には主務官庁等の許可が必要とされた。

⇒保有財産や活動実績など厳しい要件が求められ、手続きに時間がかかるなど、法人格取得までの道は容易ではなかった。

⇒我が国における法人制度は、市民活動団体等の非営利団体の実態になじみにくい面があった。



阪神・淡路大震災(1995年1月17日)が契機

●市民活動団体等の非営利団体が、簡易に法人格を取得する制度を創設し、今まで以上に活発に活動できるようにすることを狙いとして、特定非営利活動促進法が議員立法で成立(1998年12月1日施行)。

(参考)特定非営利活動法人制度研究会「解説 特定非営利活動法人制度」

NPO法人のプレゼンスの高まり

- 2001年10月に認定NPO法人制度を創設(国税庁認定)。認定NPO法人への寄附金について税制上の優遇措置(所得控除)を導入。
- 東日本大震災(2011年3月11日)後の復興支援においても多数のNPO法人等が活躍。
- 2011年6月に改正NPO法が成立。2012年4月より、改正法の下、新認定制度が施行(所轄庁認定に)。認定NPO法人の税制上の優遇措置の拡充(所得控除と税額控除を選択可能に)。
- 制度発足15年余を経て、NPO法人は4万9千法人超

(参考)主な非営利法人数

NPO法人	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人	社会福祉法人	学校法人
49,173法人	8,729法人	32,505法人	19,821法人	7,942法人

(注1)NPO法人数は2014年7月末、公益社団・財団法人数は14年2月末、一般社団・財団法人数は2013年4月(NOPODASより引用)、社会福祉法人数は13年3月末、学校法人数は13年5月1日時点

(注2)公益法人制度については、08年12月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が施行。1896年に制定された民法を根拠法とした旧公益法人制度から、新公益法人制度への制度改革が行われた。

2011年度寄附税制拡充及び2012年度NPO法改正のポイント

○寄附税制の対象となる認定制度

改正前

- 以下の基準を満たさなければならぬ。
 - ・ 寄附金が総収入に占める割合が1/5以上

PST基準※
の緩和

- PST基準※を含む全ての要件を満たした法人のみ認定

仮認定制度
の導入

- 認定NPO法人等への寄附者は所得税のみ可能

税額控除
の導入

改正後

- 以下の3つのうち、いずれか1つを選択可能
 - ・ 寄附金が総収入に占める割合が1/5以上
 - ・ 各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること
 - ・ 地方公共団体が個別に条例で指定すること

- 設立5年未満の法人について、PST基準を満たさなくても、他の基準を満たせば税制上の優遇措置を受けられることができる仮認定制度を導入(3年間有効)
(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)

- 認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得税控除に代えて税額控除を選択可能(地方税とあわせて最大50%)

○認定及び認定の事務

改正前

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認定事務は内閣府が実施
- 認定事務は国税庁で実施

認定・認定
事務を自治
体一元化

改正後

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認定事務を地方自治体へ移管
- 認定事務も地方自治体で実施

※PSTは、「パブリック・サポート・テスト」の略。広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。

※このほか、法附則第19条において、改正法施行後3年を目途として、検討及び措置を講ずることを規定。